

# 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針



令和5年度～令和9年度

山形県小国町

## 【森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨】

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成 30（2018）年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31（2019）年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

## 【森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み】

「森林環境税」は、令和 6（2024）年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収するものです。また、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元（2019）年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

## 【森林環境譲与税の活用に向けた基本方針策定の趣旨】

本町では、国から譲与される森林環境譲与税を計画的かつ効率的に活用するため、令和 5 年度から当面 5 年間の基本方針を策定しました。

## 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

本町の森林面積は 69,214ha で、総面積 73,756ha の約 94%を占め、このうち民有林は 19,406ha、国有林は 49,808ha となっており、みどり豊かな土地が大部分を構成しています。民有林のうちスギを主体とした人工林は 4,292ha で人工林率は 22%となっています。戦後植栽された人工林は利用期を迎えているものの、森林所有者の高齢化や森林所有者の森林への関心が薄れてきていることなどにより、適切に管理されていない森林の増加や伐採後に植栽がなされないことが問題となっています。

このため、本町では森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林整備やその促進につながる取組を進めていきます。

### 1 森林整備

本町の林業は、厳しい自然条件と地形的制約から天然広葉樹を利用したパルプ材、薪炭材の生産が中心となってきました。スギを中心とする人工林は、個人所有や地区の所有林など多様な所有形態があり、所有者自らが整備を進めています。また、本町の森林の多くは国有林が占めており、民有林と国有林が一体となり森林整備を進めていくことが効率的であることから、令和 4（2022）年 3 月に官民 5 者による「小国町森林整備推進協定」を締結しました。

さらに、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対し、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、森林の公益的機能の発揮に貢献する森林整備を推進します。



## 2 人材育成

町内で森林整備事業等を実施し、認定事業者として登録している事業者は2者ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況が続いています。このため、地域の関係者と連携し、新規就業者の確保や就業環境の改善及び、ICT 技術の活用等による森林・林業の効率化に向けた取り組みを進めます。



## 3 木材利用

町内のスギなどの人工林資源は利用期を迎えており、森林資源の循環利用の促進が求められています。町では、役場庁舎や小国小学校の熱源として木質チップボイラーを導入したほか、公共建築物等における木材の利用拡大に努めていきます。

また、一般家庭における木質バイオマスエネルギーの普及拡大を図り、森林資源を持続的に循環利用する仕組みの構築に取り組んでいきます。



#### 4 普及啓発

水源涵養機能や災害防止機能など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、幼少期から地域住民の理解を図るため、森林環境教育や町内産木材による木育活動を実施します。

また、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する「森林サービス産業」への取り組みを進めます。



#### 5 基金の設置

国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用するため、必要に応じて基金として積み立て、森林整備等に活用します。